平成２８年２月４日
近畿地方整備局　福井河川国道事務所長

■公募型樹木等採取試行募集要領

～河川法第２５条を適用した公募型伐採の試行～

１．目的

河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流出することにより堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題がある。さらに河川内の樹林化により、周辺の農作物の被害を及ぼす動物の住み処となったり、ゴミ等が不法投棄されるなど、河川維持管理や環境上の問題も生じている。

このため、国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所（以下「福井河川国道事務所」という。）では、これらの対策として順次河川内の樹木の伐採作業を行っている。

しかしながら樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図ること、並びに選定に関する公平性・透明性・客観性を重んじるための試みとして、樹木を伐採して採取する事を希望する事業者（企業・団体・個人）等を募り、河川法第25 条の規定に基づく公募による河道内樹木の採取の試行を行うものである。

２．応募概要

（１）応募から採取までの流れ

九頭竜川の樹木を伐採して採取する事を希望する者は、この「公募型樹木等採取試行募集要項」に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出してください。

選定結果は応募者へ通知するとともに、福井河川国道事務所のホームページ（ＵＲＬは下記）にも掲載を行う。

また、選定された採取申請者は、河川内の樹木を伐採し採取するため、河川法第２５条に基づく許可申請手続きを実施すること。なお、申請手続きの方法については、選定後に打合せにて説明を行うものとする。

選定された採取申請者は、河川法第２５条の許可を受けて、伐採作業の着手が可能となる。

福井河川国道事務所ホームページ　http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/

（２）募集期間

平成２８年２月５日（金）～平成２８年２月１２日（金）

※応募書類は郵送により平成２８年２月１２日必着

（３）樹木伐採の場所

・九頭竜川 右岸河川敷

（吉田郡永平寺町松岡渡新田地先　約１９ha、河口からの距離 24.6k～25.2k）

なお、詳細な場所、範囲については別添資料参照。

（４）樹木の採取期間

平成２８年３月１０日　～　平成２８年３月３１日まで

※全日の８時３０分から１７時００分

（５）樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ、竹、グミ、ハリエンジュ等：平成22年度調査）

（６）樹木採取料（占用料）

河川法第 25 条の許可にかかる採取料（占用料）については、河川法第 32 条の規定により福井県が徴収（河川法施行条例）。なお、今回の試行事業にかかる採取料（占用料）は、福井県に「免除申請書」を提出すれば全額免除される。

（７）応募参加資格

以下のいずれにも該当しないものであること。

①過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。

②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、近畿地方整備局長から指名停止等を受けている者。

③公募期間中において会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

④直近１年間の税を滞納している者。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

⑥欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

イ．提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

ロ．提出書類に虚偽の記載があった場合

ハ．期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

ニ．提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

ホ．その他不正行為があったと認められる場合

（８）応募方法

応募については、別紙の応募様式（様式１）に以下の内容を記入のうえ、（２）募集期間内に担当者宛て郵送又はＦＡＸにて提出すること。

①応募様式（様式１）に記載する内容

１．応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先

２．採取を希望する河川産出物の種類（今回は樹木と記載）

３．採取を希望する河川産出物の使途

４．採取に関する計画

・作業予定期間
・作業実施者
・伐開、搬出方法
・必要な樹木量

５．採取の実施

採取に係り、実施するものを記載すること

６．安全対策等（清掃、交通整理等）の実施の有無

７．応募参加資格の合致状況

②送付先

・郵送　〒918-8015　福井県福井市花堂南２－１４－７
・電話　　０７７６－３５－２７９１
・ＦＡＸ　０７７６－３５－７９４６
・担当者　福井河川国道事務所 河川管理第一課 河川管理係 宛

③質問書の提出

質問書の提出期限は、平成２８年２月８日（月）とする。

上記期間内に福井河川国道事務所 河川管理第一課 宛に、必要事項を質問書（様式２）に記入のうえＦＡＸで送付すること。回答は募集期間内に福井河川国道事務所ホームページで回答する。なお、質問書送付時には、事前に電話連絡を行ったうえでＦＡＸすること。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合がある。

（９）採取者審査結果の通知日時

平成２８年２月１９日（金）９時以降の発送による。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から１週間以内に文書で質問することができる。質問書は本要領２．応募方法（８）②送付先に提出すること。

（１０）選定（審査）方法の概要

①審査方法

河川管理者は、応募書類により参加資格の確認を行う。

②選定方法

1）選定は、応募書類に基づいて、採取の効果等を総合的に評価し、公募型樹木等採取試行選定委員会により選定する。なお、樹木の伐採に先だって、採取者は事前に下草の除草等を実施するものとする。
2）選定にあたっての必要な情報の収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合がある。
3）期間については予定であり、詳細な日程については、採取作業の方法、工程等を確認のうえ決定する。
4）採取者審査方法は、次に掲げる項目によるものとする。
・採取に関する計画（作業予定期間、作業実施者、伐開、搬出方法）
・採取の実施
・交通安全対策等（清掃、交通整理等）の実施の有無
・応募参加資格の状況

上記の審査の結果により申請者を選定するものとする。ただし、複数の応募者

間で明確な差がないと判断した場合には、該当する応募者の中から複数の申請者を選定することもある。

③スケジュール

質問書の締切り	平成２８年２月８日
申込書の締切り	平成２８年２月１２日
審査・決定	平成２８年２月１５日～平成２８年２月１９日
審査通知の発送	平成２８年２月１９日
河川法の申請	平成２８年２月２２日～平成２８年２月２６日
審査・許可及び認可	平成２８年２月２６日～平成２８年３月４日
採取開始（予定）	平成２８年３月１０日

（１１）河川法の許可手続き

Ⅰ.本公募の決定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて福井河川国道事務所に河川法第 25 条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとする。

【河川法第 25 条申請】

・河川占用許可申請書
・事業の計画概要
・位置図
・平面図
・河川現況写真
・搬出経路を明示した図面

※申請書の提出部数は正本 1 部、副本 5 部の計 6 部とする。

Ⅱ．申請書の提出期限は、平成２８年２月２６日とする。特段の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがある。

Ⅲ．河川法第 25 条の許可の際に付すことを予定している条件の内容

①この許可に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

②次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

イ　許可の際の住所氏名を変更したとき。

ロ　この許可に係る期間内に、この認可に係る採取量に満たないで採取を取りやめたとき。

ハ　天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削ができないとき。

③この許可に係る採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を受けること。

④この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

⑤また、伐木等の作業中における事故については、許可を受けた者の責により対応すること。

⑥河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

⑦河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

⑧伐採の際は根本から80cm 以下の位置で切断し、根株については存置すること。

⑨枝葉は現場より回収して搬出すること。
⑩野鳥や水棲生物に配慮した伐採とし、野鳥の止まり木となる高木及び水棲生物のための日陰となる予め定めた川岸の樹木は伐採できないものもあります。詳細は福井河川国道事務所の担当者へ確認下さい。
⑪採取した樹木の量を河川管理者が確認出来るよう、集積・搬出前に「車両の荷姿の写真」を１台毎撮影し、提出すること。
⑫伐採箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
⑬出張所長がこの許可に係る伐採及び採取行為について現地履行確認を求めたときには、許可を受けた者は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力すること。
⑭当該箇所は高水敷への既存進入路（坂路）を使用することができるが、安全対策については、出張所長の指示に従うと共に、「安全管理については自己責任」であることを認識すること。

（１２）その他
① 採取者は、河川管理者が定める採取期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し､採取するものとする。
② 手続において使用する言語は日本語に限る。

公募型樹木等採取位置図

別添資料

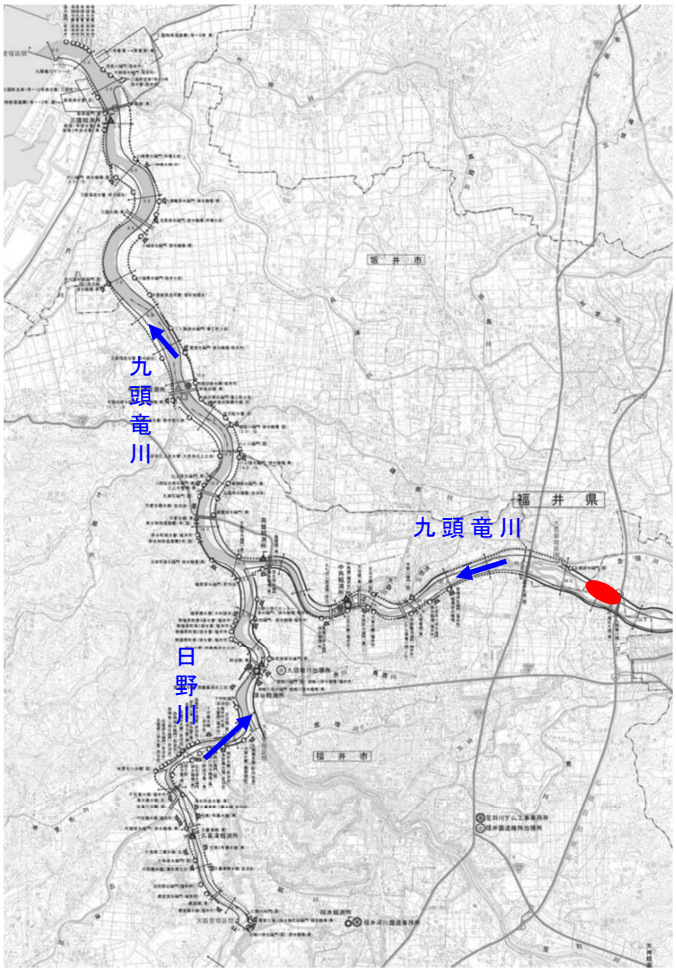

＜九頭竜川流域図＞

① 坂路

福松橋から下流を望む

● 伐採箇所
吉田郡永平寺町　松岡渡新田地先
約１９ha
九頭竜川右岸 24.6k～25.2k

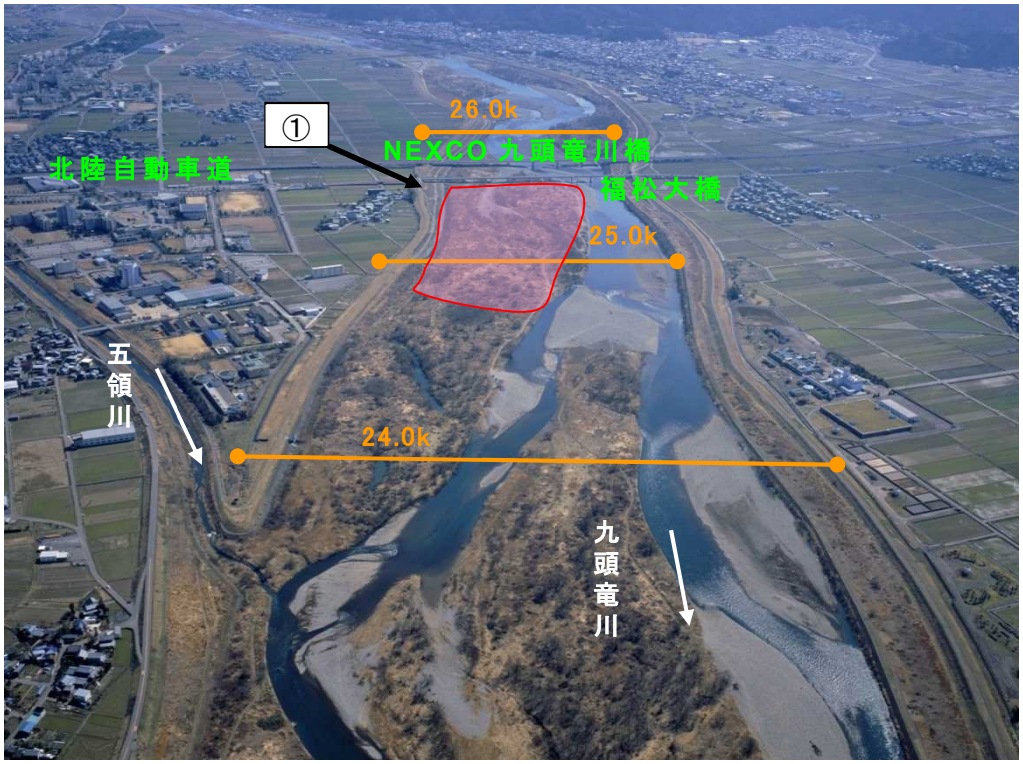

様式１

平成　　年　　月　　日

近畿地方整備局
福井河川国道事務所長 殿

＜応募者＞
氏名：　　印
住所：
電話番号：
メールアドレス：

平成２８年２月４日付けで公募された九頭竜川水系九頭竜川河川区域内の樹木採取について応募します。
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

１．採取を希望する河川産出物の種類：　樹 木

２．採取を希望する河川産出物の使途：

３．採取に関する計画（提出段階の予定）
●作業予定期間：　月　日　～　月　日（のうち　日間）
●作業実施者：　一日あたり　人で実施予定
●伐開・搬出方法：　による伐開、　による搬出
●必要な樹木：概ね　に（本・軽トラック・ｔ）
※単位を○で囲む

４．採取の実施
※ 実施される項目の□にレ点を記入願います。
□ 下草の除草等の準備工

□ 樹木の伐開（幹、枝葉）・搬出

下草の除草等の準備段階や樹木の伐開においては、枝葉や下草の処理を適正に対処すること。

５．安全対策等の実施　※実施する項目の□全てにレ点を記入願います。
□ 清掃

□ 交通整理
□ その他（　　）
なお、安全管理については「自己責任」とする。

6．参加資格の合致状況　※ 該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。
□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

様式２

平成　　年　　月　　日

ＦＡＸ　０７７６－３５－７９４６

国土交通省 福井河川国道事務所
　河川管理第一課　河川管理係　宛

公募型樹木等採取試行に関する質問書

平成２８年２月４日付けで公募された九頭竜川水系九頭竜川河川区域内の樹木採取について、質問書を提出します。

質問内容

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿